

民主党案+製造業派遣禁止+登録型派遣制限について…網掛け部分が新たに禁止される部分

2009年5月13日

		特定労働者派遣事業 =常時雇用する労働者のみ派遣 特定派遣労働者事業から派遣されていた 労働者数は26万4千人		一般労働者派遣事業 平成19年6月1日現在 一般労働者派遣事業から派遣されていた労働者数は157万人	
労働者派遣法 における規定	許可・届出 (事前面接など)	届出制 糸口介予定派遣を除いて不可		許可制	
	派遣制限期間	26専門業務	26業務以外	26専門業務	26業務以外
		なし	原則1年、最長3年	なし	原則1年、最長3年
	雇用申込み義務	3年を超えて同一業務のため、新たに労働者を雇い入れようとするとき	派遣可能期間(1~3年)を超えて派遣労働者を使用するとき	3年を超えて同一業務のため、新たに労働者を雇い入れようとするとき	派遣可能期間(1~3年)を超えて派遣労働者を使用するとき
派遣労働者の 状況 ※常用型と登 録型について 法規制に区別 はなし	常用型 (常時雇用される 労働者)	26専門業務	26業務以外 (製造業は禁止)	26専門業務=77万人	26業務以外=80万人 (製造業は禁止)
		13万人	13万4千人	35万人	37万人
	登録型	(法律上、特定労働者派遣事業に「登録型」の派遣労働者は存在せず)		過去1年間に雇用されたことのある登録者=279万人	
				42万人	常用雇用以外は禁止 43万人

民主党非正規雇用対策PT作成